

○富山県立都市公園条例

昭和52年 9 月30日

富山県条例第41号

改正 昭和55年 3 月25日 条例第18号
昭和58年 3 月15日 条例第24号
昭和59年 3 月27日 条例第19号
昭和59年 9 月29日 条例第34号
昭和60年 3 月26日 条例第19号
昭和61年 3 月25日 条例第28号
昭和61年 9 月30日 条例第53号
昭和62年 3 月14日 条例第17号
昭和63年 3 月26日 条例第12号
平成元年 3 月25日 条例第36号
平成 2 年 3 月26日 条例第21号
平成 4 年 6 月26日 条例第33号
平成 5 年 3 月26日 条例第26号
平成 5 年 9 月30日 条例第60号
平成 7 年 3 月17日 条例第 4 号
平成 8 年 3 月27日 条例第19号
平成 9 年 3 月26日 条例第 3 号
平成11年 3 月17日 条例第23号
平成11年 6 月28日 条例第42号
平成11年12月22日 条例第49号
平成12年 3 月24日 条例第27号
平成15年 6 月30日 条例第40号
平成16年12月17日 条例第60号
平成17年 3 月25日 条例第75号
平成18年 3 月24日 条例第28号
平成19年 6 月29日 条例第48号
平成20年 3 月26日 条例第26号
平成21年 3 月25日 条例第20号

平成22年6月23日条例第25号
平成23年6月29日条例第38号
平成24年6月29日条例第42号
平成26年3月26日条例第21号
平成26年6月30日条例第56号
平成27年9月30日条例第55号
平成29年3月27日条例第21号
平成29年9月29日条例第45号
平成31年3月15日条例第9号
令和5年12月18日条例第39号
令和6年6月28日条例第53号
令和7年3月26日条例第35号

富山県立都市公園条例を公布する。

富山県立都市公園条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 都市公園の管理（第2条—第14条）

第3章 雑則（第15条—第19条）

第4章 罰則（第20条—第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、県立都市公園（県が設置する法第2条第1項に規定する都市公園（富山県置県百年記念県民公園条例（昭和58年富山県条例第4号）第2条第2項に規定する都市公園を除く。）をいう。以下「都市公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭58条例24・一部改正）

第2章 都市公園の管理

（行為の制限）

第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなけれ

ばならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (6) 法第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）のうち規則で定めるものにおいて、規則で定めるところにより、広告物を表示すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 行為の目的
- (2) 行為の期間
- (3) 行為を行う公園施設又は場所
- (4) 行為の内容
- (5) その他知事が必要と認める事項

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

4 知事は、第1項又は前項の許可の申請に係る行為が都市公園の管理上支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 知事は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（平16条例60・平19条例48・一部改正）

（占用の許可）

第2条の2 法第6条第1項の規定により都市公園を占用しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他第7条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定め

るところにより、第7条第3項に定める書類を添付し、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、第8条各号に掲げる軽易な変更であるときは、この限りでない。

4 知事は、第1項又は前項の許可の申請に係る行為が都市公園の管理上支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 知事は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(令6条例53・追加)

(許可の特例)

第3条 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可(指定管理者が行った前条第1項又は第3項の許可を含む。)を受けた者は、当該許可に係る行為については、第2条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(平16条例60・令6条例53・一部改正)

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること。
- (7) 知事が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) 知事が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (10) 他の利用者に迷惑となる行為をすること。

(平27条例55・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合
- (2) 都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(平16条例60・一部改正)

(指定管理者による管理)

第5条の2 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に都市公園の管理を行わせるものとする。

(平17条例75・追加、平22条例25・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第5条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、別表第1の左欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる業務とする。

- 2 第2条、第2条の2及び第13条第1項の規定は、指定管理者に当該業務を行わせる場合において、準用する。この場合において、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(令6条例53・全改)

(有料公園施設の供用日及び供用時間)

第5条の4 別表第1の2に掲げる有料公園施設(以下「有料公園施設」という。)の供用日及び供用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に利用に供しない日を定めることができる。

(平17条例75・追加、平23条例38・平26条例56・令6条例53・一部改正)

(有料公園施設の利用の承認)

第6条 有料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

- (1) 有料公園施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 有料公園施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他都市公園の管理上支障があると認められるとき。

- 3 第1項の承認には、都市公園の管理上必要な条件を付することができる。

(平17条例75・全改、平23条例38・平26条例56・一部改正)

(公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の許可の申請書の記載事項等)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 公園施設を設けようとする場合

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所及び面積
- エ 公園施設の構造及び外観
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事の実施方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他知事が必要と認める事項

(2) 公園施設を管理しようとする場合

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他知事が必要と認める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合 当該変更に係る事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園の占有をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占有物件」という。）の外観
- (2) 占有物件の管理の方法
- (3) 工事の実施方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 都市公園の復旧方法
- (6) その他知事が必要と認める事項

3 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定により公園施設の設置若しくは都市公園の占有の許可又はそれらの許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面その他知事が必要と認める書類を添付

しなければならない。

(平16条例60・一部改正)

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第8条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の様様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(使用料)

第9条 法第5条第1項の許可を受けた者(認定計画提出者(法第5条の6第1項に規定する認定計画提出者をいう。第3項において同じ。))を除く。)若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第3に定める額の使用料を納めなければならない。

2 法第5条の2第4項の条例で定める額は、別表第3に定める額とする。

3 認定計画提出者は、法第5条の7第3項に定めるところにより使用料を納めなければならない。

(平16条例60・平17条例75・平20条例26・平22条例25・平23条例38・平26条例56・令5条例39・一部改正)

(使用料の徴収)

第10条 使用料は、知事の発行する納入通知書により徴収する。ただし、これにより難しいものについては、口頭又は掲示の方法により現金で徴収する。

(利用料金)

第10条の2 指定管理者から第2条第1項若しくは第3項の許可若しくは第2条の2第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第6条第1項の規定により有料公園施設の利用の承認を受けた者(第12条の2第1号において「許可又は承認を受けた者」という。)は、指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第4に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

4 利用料金を徴収する場合は、第9条の使用料を徴収しない。

(平23条例38・追加、平26条例56・令6条例53・一部改正)

(使用料の減免)

第11条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(利用料金の減免)

第11条の2 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(平23条例38・追加)

(使用料の還付)

第12条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項の許可又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により当該許可に係る行為をすることができなくなつたときその他知事が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平26条例56・令5条例39・一部改正)

(利用料金の還付)

第12条の2 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 許可又は承認を受けた者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(平23条例38・追加、平26条例56・令6条例53・一部改正)

(有料公園施設の利用の承認の取消し等)

第12条の3 指定管理者は、第6条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第6条第1項の承認を受けた事実が明らかとなつたとき。
- (3) 第6条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) その他都市公園の管理上特に支障があると認められるとき。

(平17条例75・追加、平20条例26・一部改正、平23条例38・旧第12条の2繰下・一部改正、平26条例56・一部改正)

(監督処分)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可(第2条の2第1項又は第3項の許可を除く。)を取り消し、その効力を停止し、

若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 知事は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、当該許可若しくは承認について前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(平16条例60・平17条例75・平20条例26・平22条例25・令6条例53・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第13条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下第13条の6までにおいて同じ。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及びその工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(平16条例60・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第13条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の規定による掲示に係る工作物等のうち特に貴重なものについては、当該掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者等（法第27条第5項に規定する所有者等をいう。第13条の6において同じ。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を富山県報に登載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平16条例60・追加)

(工作物等の価額の評価の方法)

第13条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平16条例60・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第13条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に定めるもののほか、保管した工作物等の売却に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例60・追加)

(工作物等を返還する場合の手続)

第13条の6 知事は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(平16条例60・追加)

(監督処分に伴う損失の補償)

第14条 県は、この条例の規定による許可又は承認を受けた者が第13条第2項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償する。

(平16条例60・一部改正)

第3章 雑則

(届出)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかに

その旨を知事(指定管理者による第2条の2第1項又は第3項の許可に係る届出にあつては、指定管理者)に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者(以下この条において「許可を受けた者」という。)が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 許可を受けた者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 許可を受けた者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項若しくは第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置又は第13条第1項若しくは第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(平16条例60・令6条例53・一部改正)

(都市公園の廃止及び区域の変更)

第16条 知事は、都市公園を廃止し、又はその区域を変更しようとするときは、当該都市公園の名称、位置、廃止又は変更に係る区域その他必要と認める事項を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第17条 第2条から第5条まで、第7条から第10条まで、第11条、第12条及び第13条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平16条例60・平17条例75・平23条例38・一部改正)

第18条 削除

(平17条例75)

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項(第5条の3第2項又は第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第2条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第4条（第17条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第4条各号に掲げる行為をした者

(3) 第13条第1項又は第2項（第5条の3第2項又は第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（平7条例4・平11条例49・平16条例60・平27条例55・令6条例53・一部改正）

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して同項の過料を科する。

第22条 法第5条の11の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、知事とみなす。

（平29条例45・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（富山県営五福児童遊園設置条例の廃止）

2 富山県営五福児童遊園設置条例（昭和39年富山県条例第32号）は、廃止する。

（富山県営五福児童遊園設置条例の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定の施行前にした廃止前の富山県営五福児童遊園設置条例第3条の規定により管理委託された富山県営五福児童遊園については、昭和53年3月31日までの間は、なお従前の例による。

（経過措置）

4 この条例の施行の際現に地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項の許可を受けて都市公園において第2条第1項各号に掲げる行為をしている者は、その許可に基づいてなお当該行為をすることができるものとされている期間、従前と同様の条件により、当該行為をすることについて、同条第1項の許可を受けたものとみなす。

5 前項に規定する者でこの条例の施行の際現にこの条例の施行の日（第8項において「施行日」という。）以後に係る行政財産の使用料に関する条例（昭和39年富山県条例第13号）第2条の規定により使用料を納めているものは、当該使用料を納めた期間に限り、第

9条の規定による使用料を納めた者とみなす。

(富山県営体育施設条例の一部改正)

6 富山県営体育施設条例(昭和39年富山県条例第54号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(富山県営体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の富山県営体育施設条例(次項において「改正前の体育施設条例」という。)第4条の承認を受けている者は、その承認に基づいてなお当該承認に係る利用をすることができるものとされている期間、従前と同様の条件により、当該利用をすることについて、この条例第6条の承認を受けたものとみなす。

8 この条例の施行の際現に施行日以後に係る改正前の体育施設条例第7条の規定により使用料を納めている者は、当該使用料を納めた期間に限り、第9条の規定による使用料を納めた者とみなす。

(富山県岩瀬スポーツ公園岩瀬庭球場への移行)

9 富山県営体育施設条例の一部を改正する条例(昭和63年富山県条例第18号)による改正前の富山県営体育施設条例(昭和39年富山県条例第54号)の規定により設置された県営富山軟式庭球場は、昭和63年4月1日に、この条例による富山県岩瀬スポーツ公園岩瀬庭球場となるものとする。

(昭63条例12・追加)

附 則(昭和55年条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前の占用又は利用の期間に係る使用料については、この条例による改正後の富山県立都市公園条例別表第2又は別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和58年条例第24号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第19号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第34号)

この条例は、昭和59年10月7日から施行する。

附 則（昭和60年条例第19号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第28号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第53号）

この条例は、昭和61年10月4日から施行する。

附 則（昭和62年条例第17号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定（五福スポーツ広場、五福野球広場、常願寺川サッカー・ラグビー広場及び富山県空港スポーツ緑地に係る部分に限る。）は昭和62年4月28日から、別表第3の備考第3項の次に2項を加える改正規定（第5項を加える部分に限る。）は規則で定める日から施行する。

（昭和63年規則第16号で別表第3の備考第3項の次に2項を加える改正規定（第5項を加える部分に限る。）は、昭和63年4月1日から施行）

附 則（昭和63年条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第9項に規定する県営富山軟式庭球場について、富山県営体育施設条例の一部を改正する条例（昭和63年富山県条例第18号）による改正前の富山県営体育施設条例（昭和39年富山県条例第54号）の規定により富山県教育委員会がした利用の承認（この条例の施行の日以後の利用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の富山県立都市公園条例の規定により知事がした利用の承認とみなす。この場合において、当該利用の承認に係る使用料については、同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成2年条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第33号）

この条例は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第60号）

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に都市公園の占用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成9年条例第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に第17条又は第18条の規定による改正前の富山県立都市公園条例又は富山県置県百年記念県民公園条例(次項において「改正前の都市公園条例等」という。)の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、第17条又は第18条の規定による改正後の富山県立都市公園条例又は富山県置県百年記念県民公園条例(次項において「改正後の都市公園条例等」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の都市公園条例等の規定により有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、改正後の都市公園条例等の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成11年条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る

使用料の額については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第42号）

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第49号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第9条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第27号）

この条例は、平成12年6月8日から施行する。

附 則（平成15年条例第40号）

この条例は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第75号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県立都市公園条例第6条の規定によりした承認又は同条の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山県立都市公園条例第6条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成18年条例第28号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第26号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第20号）

この条例は、平成21年4月19日から施行する。ただし、別表第4の1の表備考第3項の

改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に第3条の規定による改正前の富山県立都市公園条例第6条の2第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、第3条の規定による改正後の富山県立都市公園条例第6条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成23年条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県立都市公園条例第6条第1項の規定によりした承認又は同条の規定によりされた承認の申請（この条例による改正後の富山県立都市公園条例第5条の4に規定する特定有料公園施設の利用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の富山県立都市公園条例第6条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成24年条例第42号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県立都市公園条例第6条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請（富山県五福公園、富山県岩瀬スポーツ公園、富山県常願寺川公園及び富山県空港スポーツ緑地に係るものに限る。）は、この条例による改正後の富山県立都市公園条例第6条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成26年条例第21号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（富山県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

8 この条例の施行の際現に第30条の規定による改正前の富山県立都市公園条例の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県立都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に第30条の規定による改正前の富山県立都市公園条例の規定により有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県立都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県立都市公園条例第6条第1項の規定によりした承認又は同条の規定によりされた承認の申請（この条例による改正前の富山県立都市公園条例第5条の3第3号に規定する有料公園施設の利用に係るものを除く。）は、この条例による改正後の富山県立都市公園条例第6条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成27年条例第55号）

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則（平成29年条例第21号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成29年規則第36号で平成29年8月10日から施行）

附 則（平成29年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（富山県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

15 この条例の施行の際現に第32条の規定による改正前の富山県立都市公園条例の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県立都市公園条例の規

定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第39号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
（富山県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の富山県立都市公園条例の規定により公園施設の設置又は管理の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県立都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年条例第53号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（富山県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例による改正後の富山県立都市公園条例第5条の3第2項において準用する第2条、第2条の2及び第13条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則（令和7年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条の3関係）

（令6条例53（令7条例35）・追加）

都市公園名	業務
富山県総合運動公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第2条（同条第1項第6号を除く。）の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第2条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。） (4) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 第13条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
県庁前公園	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県五福公園	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第2条（同条第1項第6号を除く。）の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第2条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。） (4) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (6) 第13条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県岩瀬スポーツ公園	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第2条（同条第1項第6号を除く。）の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第2条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。）

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (6) 第13条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県常願寺川公園	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第2条（同条第1項第6号を除く。）の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第2条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。） (4) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (6) 第13条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県空港スポーツ緑地	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第2条（同条第1項第6号を除く。）の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第2条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。） (4) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第10条の2第1項に規定する利用料金の

	徴収に関する業務 (6) 第13条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県富岩運河環水公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第2条（同条第1項第6号を除く。）の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第2条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。） (4) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (6) 第13条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務

別表第1の2（第5条の4関係）

（平23条例38・追加、平24条例42・一部改正、平26条例56・旧別表第1の2繰上・一部改正、平29条例21・一部改正、令6条例53・旧別表第1繰下）

都市公園名	有料公園施設名
富山県総合運動公園	富山県陸上競技場 運動公園補助競技場 運動公園芝生スポーツ広場 運動公園多目的広場 運動公園屋内グラウンド 運動公園ファミリー広場
富山県五福公園	五福陸上競技場 五福スポーツ広場

	県営富山野球場 五福野球広場
富山県岩瀬スポーツ公園	岩瀬サッカー・ラグビー場 岩瀬補助競技場 岩瀬テニスコート 岩瀬ソフトボール広場 健康スポーツドーム
富山県常願寺川公園	常願寺川野球広場 常願寺川芝生スポーツ広場 常願寺川テニスコート 常願寺川サッカー・ラグビー広場
富山県空港スポーツ緑地	空港緑地陸上競技場 空港緑地テニスコート
富山県富岩運河環水公園	環水公園野外劇場 環水公園水上遊具庫 環水公園立体駐車場

別表第2（第5条の4関係）

（平17条例75・追加、平18条例28・平22条例25・平23条例38・平26条例56・平29条例21・一部改正）

都市公園名	有料公園施設名	供用日	供用時間
富山県総合運動公園	富山県陸上競技場	1月4日から12月28日までの日。ただし、次に掲げる日を除く。 (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。以下同じ。） (2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日	午前9時から午後9時まで （日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで） 午前9時から午後5時まで
	運動公園多目的広場		
	運動公園屋内グラウンド		
	運動公園補助競技場		
	運動公園芝生スポーツ広場		
運動公園ファミリー広場			

		たるときは、その日後においてその日に最も近いこれらの日以外の日。以下同じ。)	
富山県五福公園	五福陸上競技場	1月4日から12月28日までの日（火曜日及び休日の翌日を除く。）	午前9時から午後5時まで
	県営富山野球場		午前9時から午後5時まで
	五福スポーツ広場		(4月1日から9月30日までの日にあつては、午前5時から午前8時まで及び午前9時から午後5時まで)
	五福野球広場		
富山県岩瀬スポーツ公園	岩瀬サッカー・ラグビー場	4月1日から11月30日までの日（火曜日及び休日の翌日を除く。）	午前9時から午後5時まで
	岩瀬ソフトボール広場		午前9時から午後9時まで (1月4日から2月末日まで及び12月1日から同月28日までの日並びに日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで)
	岩瀬補助競技場	1月4日から12月28日までの日（火曜日及び休日の翌日を除く。）	
	岩瀬テニスコート		
	健康スポーツドーム		
富山県常願寺川公園	常願寺川野球広場	1月4日から12月28日までの日（火曜日及び休日の翌日を除く。）	午前9時から午後5時まで
	常願寺川芝生スポーツ広場		(4月1日から9月30日までの日にあつては、午前5時から午前8時まで及び午前9時から午後5時まで)
	常願寺川サッカー・ラグビー広場		

	常願寺川テニスコート		午前9時から午後9時まで (1月4日から2月末日まで及び12月1日から同月28日までの日並びに日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで)
富山県空港スポーツ緑地	空港緑地陸上競技場	1月4日から12月28日までの日(火曜日及び休日の翌日を除く。)	午前9時から午後9時まで (1月4日から2月末日まで及び12月1日から同月28日までの日並びに日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで)
	空港緑地テニスコート		
富山県富岩運河環水公園	環水公園野外劇場	1月4日から12月28日までの日(火曜日及び休日の翌日を除く。)	午前9時から午後9時まで
	環水公園立体駐車場	1月1日から12月31日までの日	午前8時から午後10時30分まで

別表第3 (第9条関係)

(昭55条例18・昭58条例24・昭59条例34・昭60条例19・昭61条例28・昭63条例12・平元条例36・平2条例21・平5条例26・平8条例19・平9条例3・平11条例23・平16条例60・一部改正、平17条例75・旧別表第2繰下、平19条例48・平20条例26・平26条例21・平31条例9・令5条例39・一部改正)

1 法第5条第1項の規定により公園施設を設置し、又は管理する場合

区分	年額	月額	日額
土地	$(\text{当該土地の価格} \times \text{許可面積}) / \text{当該土地の面積} \times (5/100)$	年額 $\times (1/12)$	月額 $\times (1/30)$
建物	$(\text{当該建物の価格} \times \text{許可面積}) / \text{当該建物の延べ面積} \times (7/100) + (\text{当該土地の価格} \times \text{当該建物の建て面積}) / \text{当該土地の面積} \times (\text{当該建物の許可面積})$	年額 $\times (1/12)$	月額 $\times (1/30)$

	積／当該建物の延べ面積) × (5／100)	
--	------------------------	--

備考 使用料の額の算出に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 価格とは、時価をいう。
- (2) 面積は、平方メートルを単位とする。
- (3) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。
- (4) 土地（許可期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合に限る。）又は建物に係る使用料については、算出した額に1.10を乗ずる。

2 法第6条第1項又は第3項の規定により都市公園を占用する場合

区分	単位	金額
電柱その他これに類するもの	1本につき1年	1,500円
鉄塔	1平方メートルにつき1年	280円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径20センチメートル未満	1メートルにつき1年 50円
	外径20センチメートル以上	1メートルにつき1年 80円
公衆電話所	1個につき1年	4,900円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	36円（占用の期間が1月に満たない場合にあつては、39円60銭）
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設又は土石、竹木、かわらその他の工事用材料の置場	1平方メートルにつき1日	36円（占用の期間が1月に満たない場合にあつては、39円60銭）

備考 使用料の額の算出に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 算出の基礎とする期間については、使用料の額が年額で定められている許可に係る期間が、1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は月割とし、1月未満の端数が生じた場合は1月とする。

- (2) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

3 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日	20円
広告物の表示	1平方メートルにつき1年	4,400円

備考 使用料の額の算出に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 算出の基礎とする期間については、使用料の額が年額で定められている許可に係る期間が、1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は月割とし、1月未満の端数が生じた場合は1月とする。
- (2) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

別表第4（第10条の2関係）

（平23条例38・追加、平24条例42・平26条例21・一部改正、平26条例56・旧別表第5繰上・一部改正、平29条例21・平31条例9・令6条例53・一部改正）

1 第2条第1項（同項第6号を除く。）又は第3項の規定による行為の許可に関する利用料金

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日	20円

備考 利用料金の額の算出基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

2 第2条の2第1項又は第3項の規定による占用の許可に関する利用料金

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	36円（占用の期間が1月に満たない場合は39円60銭）

備考 利用料金の額の算出基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

3 有料公園施設の施設利用料金

都市公園名	有料公園施設名	区分			単位	金額		
		種別	利用目的	料金				
富山県総合運動公園	富山県陸上競技場	陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料	1日	139,580円	
				練習	無料		31,100円	
					練習会		15,540円	
						一般	1人につき2時間	280円
						学生、生徒及び児童		160円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合					1日	1日の入場料の5パーセントに相当する額に1.10を乗じて得た額（その額が167,490円に満たないときは、167,490円）
		会議室					1室につき1日	5,000円
		運動公園補助競技場	練習会以外の大会				1日	16,080円
			練習会					8,050円
		運動公園芝生スポーツ広場	一般				1日	4,990円
	学生、生徒及び児童					2,500円		
	運動公園多目的広場	一般				1面につき1日	7,480円	
		学生、生徒及び児童					3,740円	
	運動公園屋内グラウンド	専用利	全面利用		一般	1時間	2,100円	
			学生、生徒及び児童	1,400円				

		用	全面の2分の1利用	一般	1人につき2時間	1,050円	
				学生、生徒及び児童		700円	
		全面の4分の1利用	一般	520円			
			学生、生徒及び児童	350円			
		専用以外の利用	一般	280円			
			学生、生徒及び児童	160円			
	運動公園ファミリー広場	一般		1日	4,990円		
		学生、生徒及び児童			2,500円		
	富山県五福公園	五福陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料	1日	121,290円
					無料		18,770円
練習会					9,390円		
練習		一般	1人につき2時間	140円			
				学生、生徒及び児童	90円		
アマチュアスポーツ以外に利用する場合		1日	1日の入場料の5パーセントに相当する額に1.10を乗じて得た額（その額が167,490円に満たないときは、167,490円）				
五福スポーツ広場		一般		1日	4,020円		
	学生、生徒及び児童		2,010円				

県営富山野球場	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	試合	有料	1日	43,010円	
				無料		10,730円	
			練習		2時間	1,080円	
		学生、生徒及び児童	試合		有料	1日	21,560円
					無料		6,700円
			練習		2時間	670円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	試合			1日	1日の入場料の5パーセントに相当する額に1.10を乗じて得た額（その額が134,770円に満たないときは、134,770円）
							練習
		五福野球場	一般	試合		1面につき1日	4,990円
				練習		1面につき2時間	500円
学生、生徒及び児童	試合		1面につき1日	2,500円			
	練習		1面につき2時間	250円			
富山県 岩瀬スポーツ公園	岩瀬サッカー・ラグビー場	一般	試合	有料	1日	80,860円	
				無料		8,050円	
		学生、生徒及び児童	試合	有料	1日	40,430円	
				無料		4,020円	
	岩瀬補助競技場	一般			1日	4,020円	
		学生、生徒及び児童				2,010円	
	岩瀬テニスコート	一般			1面につき1時間	500円	
		学生、生徒及び児童				340円	

	岩瀬ソフト	一般		1面につき1日	4,990円		
	ボール広場	学生、生徒及び児童			2,500円		
	健康スポーツドーム	スポーツに利用する場合	有料		1時間	5,370円	
			無料	全面の2分の1利用		一般	1,010円
						学生、生徒及び児童	670円
			全面の4分の1利用	一般		500円	
	学生、生徒及び児童	340円					
スポーツ以外に利用する場合				26,650円			
富山県 常願寺川公園	常願寺川野	一般		1面につき1日	4,990円		
	球広場	学生、生徒及び児童			2,500円		
	常願寺川芝生スポーツ広場	一般		1面につき1日	4,990円		
		学生、生徒及び児童			2,500円		
	常願寺川テニスコート	一般		1面につき1時間	500円		
		学生、生徒及び児童			340円		
	常願寺川サッカー・ラグビー広場	一般		1面につき1日	4,990円		
学生、生徒及び児童		2,500円					
富山県 空港スポーツ緑地	空港緑地陸上競技場	大会	有料	1日	101,060円		
		練習会	無料		16,080円		
			練習		一般	1人につき2時間	140円
	空港緑地テニスコート	一般		1面につき1時間	500円		
		学生、生徒及び児童			340円		
	富山県 富岩運河環水	環水公園野	有料		1日	47,000円	
外劇場		無料		1日	12,000円		
環水公園水		カ	カヤックシングル	一般	1艇につき1月	500円	

公園	上遊具庫	ヌ ー	及びカナディアン シングル	学生、生徒及 び児童		250円
			カヤックペア及び カナディアンペア	一般		940円
				学生、生徒及 び児童		470円
		そ の 他	一般		1平方メートルに つき1日	20円
					1平方メートルに つき1月	530円
			学生、生徒及び児童		1平方メートルに つき1日	10円
				1平方メートルに つき1月	280円	
	環水公園立 体駐車場	基本料金		入場した時から1 時間までにつき1 台	330円	
		加算料金		入場した時から1 時間を超える時間 30分までごとに つき1台	110円	

備考

- この表で、有料とは大会又は試合において入場料を徴収する場合をいい、無料とは入場料を徴収しない場合をいう。ただし、環水公園野外劇場については、有料とは催物において徴収する入場料（その種類が2以上ある場合は、これらのうち最高額のものとする。）が1,000円を超える場合をいい、無料とは有料の場合以外の場合をいう。
- この表で、1日とは午前9時から午後5時まで（富山県陸上競技場、五福陸上競技場及び県営富山野球場をアマチュアスポーツ以外に利用する場合並びに環水公園水上遊具庫を利用する場合にあっては午前0時から午後12時まで、環水公園野外劇場を利用する場合にあっては午前9時から午後9時まで）をいう。
- 前項本文に規定する1日の単位に係る時間以外の時間に係る利用料金は、1時間につき、この表の1日の単位に係る額の8分の1（環水公園野外劇場を利用する場合に

あつては、12分の1)に相当する額とする。

4 環水公園野外劇場を有料の催物の準備又は後始末のために、当該催物を行う日以外の日を利用する場合の利用料金は、この表に定める有料の区分に係る利用料金の70パーセントに相当する額とする。

5 空港緑地陸上競技場又は空港緑地テニスコートと富山県総合体育センターの宿泊室とを同一の日において利用する場合の空港緑地陸上競技場又は空港緑地テニスコートの金額(空港緑地陸上競技場にあつては、大会の区分(有料の区分を除く。)に係る金額に限る。)は、この表に定める額を超えない範囲内において知事が定める額とする。

4 有料公園施設の附属設備利用料金

(1) 富山県陸上競技場大型表示盤

区分	単位	金額
アマチュアスポーツに利用する場合	1時間	5,000円の範囲内で知事が定める額
アマチュアスポーツ以外に利用する場合		25,000円の範囲内で知事が定める額

(2) その他の附属設備

実費を勘案して知事が定める額